問合せ/子育て支援・児童福祉担当 💷 991-1876 🦳

平成19年4月1日から 児童手当制度が拡充されました



拡充内容 3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、 一律1万円になりました。

< 0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当>

(現行)

(改正)

第1子、第2子 月額5千円

月額1万円(倍増)

 \rightarrow 第3子以降 月額1万円 月額1万円(現行どおり)

施行日:平成19年4月1日(4月分の児童手当から適用されます)

※3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額について は、現行どおりです。(第1子、第2子…月額5千円、第3子以降…月額1万円)

☆今回の改正では、受給者の方が改めて手続きを行う必要はありません。なお、 平成19年4月から3歳未満の児童手当の額は一律1万円になりますが、3歳到達 後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円になります。

「児」童「手」当「制」度「の「概」要

- ■支給対象/小学6年生以下(平成7年4月2日以降に生まれた児童)の児童を養育している方
- ■支給額(月額)/3歳未満…一律1万円

3歳以上 第1子及び第2子…5千円、第3子以降…1万円

- ■支給時期/10月(6月~9月分)、2月(10月~1月分)、6月(2月~5月分)の年3回
- ■所得限度額表/
- ※1 所得税法に規定する老人 控除対象配偶者または老 人扶養親族がある方につ いての限度額は、1人につ き6万円を加算した額に なります。
- ※2 扶養親族等の数が6人以 上の場合は、1人につき 38万円を加算した額に なります。

扶養親族等の数	所得制限限度額	厚生年金等の加入者の場合特例により 以下の限度額が適用されます
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

☆昨年度所得オーバーで児童手当を現在受給されていない方は

平成19年6月分から、平成18年中の所得を基に受給資格の有無を判断します。現在児童手当を受給 されていない方も、受給できる場合がありますので、福祉健康課で申請をしてください。(6月分から受 給する場合は5月中に申請を済ませる事が必要です。)

また、所得オーバーに関わらず受給対象児童を養育している方で、児童手当を受給していない方も申 請してください。

●所得とは…給与収入の場合は給与所得控除後の金額をいい、事業所得の場合は総収入から必要経費を控除した金額をいう。

現在児童手当を受給されている方は

…6月に福祉健康課から現況届を郵送します。 この現況届の提出により6月から1年間の手当が受けられるか決定します。

特例給付での受給者の方へ

…厚生年金加入者の方が退職などで厚生年金を辞めたときは、児童手当の受給資格がなくなりますの で福祉健康課に届出てください。届出が遅れると、手当を返還していただく場合があります。

子育て家庭優待制度 をはじめます

● 子育て家庭優待制度をはじめます

町では、7月から、中学生までのお子さん、又は妊娠中の方のいる家 庭を対象に、協賛店舗等で商品割引等の優待が受けられる「パパ・ママ 応援ショップ 事業をはじめます。

優待を受けるためには、対象家庭に配布された「パパ・ママ応援シ ョップ優待カード」を、協賛店舗等に提示することが必要です。 なお、このカードは、県内全域の協賛店舗等で使えます。

優待カードをお持ちのお客様に、

パパ・ママ応援ショップ

♥「パパ・ママ応援ショップ」協賛店舗等を募集します。

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を提示した子育て家庭向けに、代金割引、ポイントカードへの ポイント加算、無料サービス等の優待をしていただける協賛店舗等を募集します。

- ■申込期間/5月7日(月)から6月5日(火)
- ※この期間内に申込みいただいた協賛店舗等については、7月ごろ子育て家庭に配布する 「協賛店舗等一覧」に掲載する予定です。
- ■申込方法/福祉健康課で配布する「パパ・ママ応援ショップ協賛申込書」(町または県ホームページか) らもダウンロードできます)に所定の事項を記入の上、同課にファックス、メール等で提出してくださ
- ■問合せ/福祉健康課 1 991-1876 FAX 991-3600 環境経済課 1991-1854 メールアドレス fukushi@town.matsubushi.lg.jp

企画財政課のお知らせ

問合せ/総合政策担当 💷 991-1815 🦳

町税等の滞納者に行政サービスを制限します

町では、町税等を滞納している方に対して、税負担の公平性の観点から一部行政サービスの利用を 平成19年4月から制限することにしました。

町税等の完納が条件となる行政サービス

国民健康保険人間ドック	生ごみ処理容器等購入補助※	在宅心身障害者(児)短期保護
保養所利用助成	競争入札の参加資格	委託料助成※
小口融資あっせん利子補給助成金	水洗便所改造資金融資	進学融資利子補給助成金※
勤労者住宅資金貸付	浄化槽の雨水貯留施設転用助成金	

※印は、平成19年4月から新たに制限されたもの

納付すべき町税等の種類

行政サービスの制限を 受ける対象者

ます。

町税等の納付義務をもち、納期限内に納付されていない方が対象となり

町県民税、固定資産税、軽自動車税、法人町民税、国民健康保険税

納税のための夜間窓口等を 開設しています

※詳しい内容は、各事業の担当課 までお問い合わせください。

税務課では、月末の火曜日・木曜日の夜間(午後5時~8時)に、町税の納付 及び相談を受け付ける夜間窓口を開設しています。また、休日では第2、 第4日曜日(午前9時~午後4時)も開設しています。日中に来庁できない 方やお仕事などでお忙しい方は、ご利用ください。